

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和3年3月30日京都市条例第 49号）（保健福祉局生活福祉部保険年金課）

国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第270号）及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）の施行により国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 基礎賦課額の所得割額の算定に係る所得の額の算定に関する変更

基礎賦課額の所得割額の算定に係る所得の額について、低未利用土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る特別控除適用後の金額とすることとしました。

2 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額することができる世帯の所得の基準額の改定

次のとおり、保険料の賦課額のうち、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額することができる世帯の所得の基準額を改定することとしました。

区 分	改 正 前	改 正 後
第17条の2第1項の規定により減額する世帯を判定する基準となる所得	330,000円に当該世帯に属する被保険者等の数に285,000円を乗じて得た金額を加算した額	430,000円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、これに当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者等の数に285,000円を乗じて得た金額を加算した額
同条第2項の規定により減額する世帯を判定する基準となる所得	330,000円に当該世帯に属する被保険者等の数に520,000円を乗じて得た金額を加算した額	430,000円（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、これに当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者等の数に520,000円を乗じて得た金額を加算した額

注 「被保険者等」とは、被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。）をいう。

「世帯主等」とは、世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者をいう。

「給与所得者等の数」とは、給与所得を有する者の数及び公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数をいう。

この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第49号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「第35条の2第1項」の右に「第35条の3第1項」を加える。

第17条の2第1項各号列記以外の部分中「及び特定同一世帯所属者」の右に「(以下この項及び次項において「世帯主等」という。)」を加え、「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この項において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項及び次項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同条第2項中「世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者」を「世帯主等」に、「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改める。

附則第3項中「及び第2項中」を「中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定により計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。)及び」

と、「おける同法」とあるのは「おける地方税法」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」と、同条第2項中」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)